

庄内広域水道企業団職員互助共済制度に関する条例

令和8年2月4日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、職員の福祉の増進を図り、もって公務能率の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)の職員であつて、山形県市町村職員共済組合の組合員であるものをいう。

(組織)

第3条 企業団は、第1条の目的を達成するため、山形県内の他の市町村等と共同で一般社団法人山形県市町村職員互助会(以下「互助会」という。)を組織する。

(会員)

第4条 職員は、互助会の会員とする。

(事業)

第5条 互助会は、当該会員及びその扶養者の療養費等の給付その他必要な事業を行うものとする。

(掛金)

第6条 職員は、互助会の事業に要する費用に充てるため、掛金を負担しなければならない。
2 前項の掛金の額は、互助会の定款の定めるところにより互助会が別に定める額とする。
3 企業団は、職員の給料を支給する際、その給料から前項に定める掛金に相当する金額を控除して、これを会員に代わって互助会に払い込むことができる。

(負担金)

第7条 企業団は、互助会に負担金を支出する。
2 前条第2項の規定は、前項の負担金の額について準用する。

(互助会の定款への委任)

第8条 互助会の運営その他必要な事項に関しては、互助会の定款の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。